

2011 年度問題演習

憲法第 19 条に関する次の問 1 から問 3 までの各記述について、a は最高裁判所の判例を要約したものであり、b はその批判として書かれたものである。b が a の批判となっている場合には を、b が a の批判となっていない場合には x を付しなさい

問1

- a . 謝罪広告を新聞紙に掲載すべきことを命ずることは、憲法第 19 条が保障する良心の自由を侵害するものではない。
- b . 憲法第 19 条の「良心」には道徳的反省や誠実さは含まれないので、単に事態の真相を告白し、陳謝の意を表明する程度の強制は認められる。

問2

- a . 内申書に記載されたのは事実である外部的行為であり、それによってその者の思想、信条を了知し得るものではない。
- b . 思想、信条とその者の外部的行為の間の密接な関係を認めた三菱樹脂事件判決（最大判昭和 48 年 12 月 12 日）の趣旨と相違する。

問3

- a . 本件における使用者による労働者の政党所属調査は、社会的に許容し得る限界を超えて労働者の思想の自由を侵害した違法行為であるということとはできない。
- b . 労働者の思想信条は、これを理由とする労働条件の差別的取扱いの有無にかかわらず、それ自体において憲法第 19 条に即して尊重されるべきである。

----- キリトリ -----

演習	ふりがな		解答	問 1	問 2	問 3
	氏名					